

議案第105号

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成17年松阪市条例第294号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月2日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成17年松阪市条例第294号）の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第6条中「次の表に定める額を徴収するが、表に定めのないものは、」を削り、「初診料の額」の次に「及び健康保険算定額によるワクチンに係る手技料」を加え、同条の表を削り、同条を第5条とする。

第7条の表を次のように改める。

種別	単位	使用料
インレー [セラミックス]	1 歯につき	55,000 円
インレー [ハイブリッド]	1 歯につき	22,000 円
インレー [ゴールド]	1 歯につき	使用材料の購入価格に 100 分の 110 を乗じた額
クラウン [ゴールド] (ダミーも同様)	1 歯につき	使用材料の購入価格に 100 分の 110 を乗じた額
クラウン [金パラ] (ダミーも同様)	1 歯につき	使用材料の購入価格に 100 分の 110 を乗じた額
オールセラミックス [ジルコニア] (ダミーも同様)	1 歯につき	110,000 円

メタルボンドクラウン [支台含む] (ダミーも同様)	1 歯につき	99,000 円
オールジルコニア (ダミーも同様) ※白歯、色単色仕上げ	1 歯につき	88,000 円
ハイブリッドクラウン [メタルフリー] (ダミーも同様)	1 歯につき	55,000 円
ハイブリッドクラウン [金パラ] (ダミーも同様)	1 歯につき	66,000 円
コア [ファイバーポスト]	1 歯につき	11,000 円
セラミックス [歯肉] (ダミーも同様)	1 歯につき	55,000 円
ハイブリッドセラミックス [歯肉] (ダミーも同様)	1 歯につき	33,000 円
インプラントCT (パノラマ含む。)	1 歯につき	19,800 円
金属床 [コバルトクロム]	1 床につき	165,000 円
コーヌス (外冠)	1 歯につき	88,000 円
コーヌス (内冠)	1 歯につき	44,000 円
アタッチメント	1 装置につき	66,000 円
コーヌス・アタッチメント用デンチャー	1 装置につき	110,000 円~220,000 円
磁性アタッチメント	1 歯につき	55,000 円
アタッチメント補修 (部品交換)	1 箇所につき	5,500 円~33,000 円
ノンクラスプデンチャー (1 歯~4 歯)	1 床につき	55,000 円
ノンクラスプデンチャー (5 歯~8 歯)	1 床につき	110,000 円
ノンクラスプデンチャー (9 歯以上)	1 床につき	165,000 円
義歯粘膜面ソフトタイプ貼付	1 床につき	22,000 円

義歯クリーニング（専用液洗浄）	1床につき	1,650円
義歯クリーニング（専用液洗浄及びPMDC）	1床につき	3,300円
抗菌処置	1回につき	4,400円
義歯の名入れ	1床につき	550円
インプラント手術支援診断（片顎）	1回につき	20,900円
インプラント手術支援診断（上下顎）	1回につき	30,800円
インプラント診断料	1回につき	22,000円
Nobel Biocareインプラント埋入治療（人工歯根含む。）	1歯につき	220,000円
カスタマイズドアバットメント [ジルコニア]	1歯につき	55,000円
カスタマイズドアバットメント [メタル]	1歯につき	44,000円
インプラントプロビジョナルレストレーション	1歯につき	11,000円
インプラントオーバーデンチャー [レンジ床]	1床につき	55,000円～110,000円
バーアタッチメント	1装置につき	330,000円
診断用装置（テンプレート）（片顎 1歯）	1装置につき	16,500円
診断用装置（テンプレート）（片顎 2歯～4歯）	1装置につき	22,000円
診断用装置（テンプレート）（片顎 5歯以上）	1装置につき	44,000円
埋入用装置（テンプレート）（片顎 1	1装置につき	38,500円

歯)		
埋入用装置（テンプレート）（片顎 2 歯～4 歯）	1 装置につき	55,000 円
埋入用装置（テンプレート）（片顎 5 歯以上）	1 装置につき	110,000 円
テンポラリーアバットメント	1 歯につき	5,500 円
テルプラグ	1 歯につき	2,200 円
サイナスリフト（片顎充填含む。）	1 回につき	165,000 円
口腔内骨移植術（片顎充填及び入院料を含む。）	1 回につき	385,000 円
口腔外骨移植術（片顎充填及び入院料を含む。）	1 回につき	550,000 円
矯正用インプラント埋入	1 本につき	44,000 円
矯正用インプラント埋入（1 本目と一連の施術の場合）	2 本目から 1 本につき	8,800 円
エクストルーション	1 歯につき	33,000 円
クラウンループ	1 歯につき	8,800 円
チンキャップ	1 装置につき	16,500 円
ラミネートベニア [セラミックス]	1 歯につき	88,000 円
ホワイトニング（片顎）	片顎につき	22,000 円
ホワイトニング（上下顎）	上下顎につき	33,000 円
PMT C（歯清掃）	1 回につき	11,000 円
歯科衛生等用品	1 パッケージ	医院価格に 100 分の 110 を乗じて得た額

第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

第 10 条を削る。

第 11 条の表を次のように改める。

種別	単位	使用料
患者・患者付添いの食事代	1 食につき（希望者のみ）	690 円
死体検案料	1 体につき	6,600 円
死後の処置	1 体につき	5,500 円
死後の処置（寝巻付）	1 体につき	7,700 円
死後の処置（緩和ケア）	1 体につき	11,000 円
死後の処置（緩和ケア）（寝巻付）	1 体につき	13,200 円

第 11 条を第 9 条とし、第 11 条の 2 を第 10 条とする。

第 12 条の表を次のように改める。

	種別	単位	手数料
診断書	死亡診断書	1 通につき	5,500 円
	死体検案書	1 通につき	7,700 円
	健康診断書	1 通につき	3,300 円
	各種年金関係診断書	1 通につき	7,700 円
	身体障害者診断書・意見書	1 通につき	7,700 円
	生命・簡易保険診断書	1 通につき	7,700 円
	自動車損害賠償責任保険診断書	1 通につき	7,700 円
	自動車損害賠償責任保険後遺症診断書	1 通につき	7,700 円
	福祉手当認定診断書	1 通につき	7,700 円
	指定難病・特定疾患診断書（申請・更新）	1 通につき	5,500 円
	診断書〔病院規定〕	1 通につき	3,300 円

	外国語診断書・意見書	1 通につき	11,000 円
	その他の診断書	1 通につき	3,300 円
証明書	出産証明書（出産手当）	1 通につき	3,300 円
	出産育児一時金	1 通につき	3,300 円
	死産証明書	1 通につき	3,300 円
	自動車損害賠償責任保険診療明細書	1 回につき	5,500 円
	医療費助成申請書領収証明書	1 枚につき	1,100 円
	医療費領収証明書	1 枚につき	1,100 円
	診療日に関する証明書	1 枚につき	5,500 円
	外国語証明書	1 通につき	11,000 円
	その他の証明書	1 通につき	3,300 円
コピー代	レントゲンフィルム	1 枚につき	1,100 円
	一般紙（A4 版を基準とする。）	1 枚につき	10 円
	その他のもの（電子媒体を含む。）	1 につき	1,100 円
他	面談料（損害・生命保険会社等）	1 回につき	5,500 円
	緩和ケア面談料（家族等）	1 回につき	5,500 円

第 12 条を第 11 条とし、第 13 条を第 12 条とし、第 14 条から第 19 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の松阪市民病院使用料及び手数料条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料等の取扱いについては、なお従前の例による。

（松阪市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

- 3 松阪市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 292 号）の一部

を次のように改正する。

第7条中「第3条から第11条まで及び第13条から第16条まで」を「第3条から第9条まで及び第12条から第15条まで」に改める。